

事 務 連 絡
令和4年12月23日

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会 御中

観光庁参事官（旅行振興）室

「改善基準告示」の改正について（周知依頼）

貴協会におかれましては、平素より観光行政にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）等において、その改善が図られてきたところですが、厚生労働省より本日付けで改善基準告示を改正し、令和6年4月1日から適用する旨連絡がありました。

また、運送事業者が改善基準告示を遵守するためには、運送事業者だけでなく、運送事業者と取引を行う事業者にも、こうした規制があることをご理解いただく必要があります。関係審議会の取りまとめ（参考）においても、「幅広く周知することが適当」とされていることから、旅行者等へ周知いただきたいとのことです。

つきましては、貴協会におかれましてもご了解頂くとともに、傘下会員に対して添付の事務連絡及びリーフレットを送付いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

（別添1）【事務連絡】改善基準告示改正に係る周知リーフレットの送付について

（別添2）【リーフレット】バス運転者の改善基準告示が改正されます！（A4両面）

【ご参考：厚生労働省 HP（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示））】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html